

動物実験に対する取り組み

医薬品の研究および開発において必要となる動物を用いた実験の実施にあたり、一般財団法人阪大微生物病研究会では、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日）に基づき、動物実験の妥当性を3Rs^{※1}の観点から審査し、適正な自主管理のもとに実施されていることを確認しています。また、動物実験に関する取り組みについては、公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団^{※2}による認証を受けています。

※1 Reduction（使用動物数の削減）、Replacement（代替法の活用）、Refinement（苦痛の軽減）

※2 令和3年4月から一般財団法人日本医薬情報センターに継承